

第66版（2025年）の重要な変更点および改定点

IATA危険物規則書第66版は、IATA危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）による変更点だけではなく、2025年—2026年版ICAO技術指針（ICAO Technical Instructions）の改定点を網羅している。以下のリストは本版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

1 — 適用 (applicability)

1.2.7 — 例外 — 輸送中に使用されまたは使用が意図されたデータロガーおよび貨物追跡装置について1.2.7に規定が設けられた。1.2.7.1(i)に適合しない電池を有する作動装置；および貨物を監視する目的のために使用されないデータロガーまたは貨物追跡装置はリチウム電池を組み込んだ機器について関連する規定の下で継続して輸送できる。

2 — 制限 (Limitations)

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物

- 電池駆動の移動補助機器についての規定（2.3.2.2 – 2.3.2.4）および移動補助機器の輸送に関する一連の手続き（end-to-end processes）に関する指針が最新のものとなった。
- リチウムイオン電池が移動補助機器に組み込まれたままである場合、ワット時の制限はないということを明確化するため2.3.2.4.3に注が追加された。9.1.9（安全性リスク評価の要件）および1.4.2.2（旅客および乗員により携行される危険物の承認に関する推奨）の規定は変更がない。

2.8.1 — 政府例外規定 — リスト（2.8.1.3）および政府例外規定のリスト（2.8.2）は、ベラルーシおよびチリにより提出された政府例外規定、およびカナダより提出された例外規定の重要な変更を含む。既存の政府例外規定の小さな改定がある。

2.8.3 — 運航者例外規定 — リスト（2.8.3.4）および運航者例外規定のリスト（2.8.4）はAir Zimbabwe（エア・ジンバブエ）、Plus Ultra Lineas Aereas（プラス・ウルトラ航空）およびTAAG Angola Airlines（TAAGアンゴラ航空）により提出された例外規定、Evelop Airways（エヴェロップ航空）、Tianjin Airlines（天津航空）、Air Serbia（エアセルビア）、Lufthansa（ルフトハンザ航空）およびSwiss International（スイスインターナショナルエアラインズ）により提出された例外規定について重要な変更および該当する変更マークにより識別されるような既存の運航者例外規定の変更を含むため改定された。

3 — 分類 (Classification)

3.1.1.2 — 国連モデル規則の定義および分類にそろえるため改定された。

3.4.1.1.1.3 — 金属粉末の用語を国連分類にそろえた。

3.4.1.1.3.3 — 摩擦によって発火するおそれのある固体

3.6.2.2.2.1 — カテゴリーAの病原菌の表示リストが、サル痘ウイルス（monkey pox virus）は培養物のみカテゴリーAであると示すため改定された。世界保健機関（The World Health Organization）は現在、サル痘ウイルスを“mpox”と参照している。

3.9.2.5.5 — コロナウィルス（COVID-19）用ワクチンの本規定からの例外が、臨床治験のものを含め投与されるように包装されている、ワクチンのようなすべての医薬品に適用するよう修正された。

3.9.2.7 — ナトリウムイオン電池に対する分類基準を含む。

4 — 識別 (Identification)

4.2 — 危険物リスト

危険物リストに対する改定には以下の新しい品目名を含む。

- UN0514、火災抑制剤散布装置（Fire suppressant dispersing devices, Division 1.4S）；
- UN3559、火災抑制剤散布装置（Fire suppressant dispersing devices, Class 9）；
- UN3554、製品に含まれるガリウム（Gallium contained in manufactured articles）；

- UN3551、ナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries),
- UN3552、機器に組み込まれたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries contained in equipment) ;
- UN3552、機器と共に包装されたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries packed with equipment) ;
- UN3556、リチウムイオン電池駆動の乗り物 (Vehicles, lithium ion battery powered) :
- UN3557、リチウム金属電池駆動の乗り物 (Vehicles, lithium metal battery powered) ;および
- UN3558、ナトリウムイオン電池駆動の乗り物 (Vehicles, Sodium ion battery powered)

4.4 — 特別規定

特別規定の改定は以下を含む。

- A40 — 第3分類の液体鈍性化火薬類の適用を拡大するため。
- A69 — ガリウムに対する参照を含むため。
- A88、A99、A146およびA154 — ナトリウムイオン電池に適用するため。
- A107 — 危険物を含む装置、物品または機器が5Lおよび/または5kgまでの環境有害物質を含むことを許可するため。
- A144 — 特別規定が実行された場合、該当する航空機のタイプ別制限は「旅客機および貨物機” passenger and cargo aircraft”」であることを明確にするため。
- A185およびA214 — リチウムイオン電池、リチウム金属電池およびナトリウムイオン電池駆動の乗り物の新しい品目名について参照および要件を組み入れるため。および
- A190 — A190に従って輸送される中性子線検知器には特別規定 A2 は適用しないことを明確にするため。

新しい特別規定を含む。

- A226 — 2025年6月30日まで電気雷管 (Detonators, electric) の用語の継続を許可すること。
- A228 — 有機電解質 (organic electrolyte) のナトリウムイオン単電池および組電池と水溶性アルカリ電解液 (aqueous alkali electrolyte) のそれらとの間の分類の相違を明確にする。
- A230 — 特定の基準に対し製造されたニトロセルロース膜フィルター (nitrocellulose membrane filters) を危険物規則の規定から除外する
- A231 — ナトリウムイオン電池駆動の乗り物 (Vehicles, powered by sodium ion batteries) が、規則が適用される他の危険物を含まず、および電池が電池の充電をゼロに減らすよう短絡されなければ危険物規則の規定から除外する。
- A232 — 火災抑制剤散布装置 (Fire suppressant dispersing devices) の区分1.4Sおよび第9分類の分類を支援する。
- A233 — 水酸化テトラメチルアンモニウム (tetramethylammonium hydroxide) の分類を支援する。

5 — 包装 (Packing)

包装基準 (Packing instructions)

5.0.2.11 — Q 値 (Q value) を計算する場合、関連する包装基準の量は意図した航空機タイプに関して一致することの明確化を含む。

5.2.0.8 — 最充填不可シリンダーの覆い、永続的な保護器具および弁の設計基準への参照を含みシリンダーおよび密閉式極低温容器の弁の保護に関し改定された。

PI200、PI202およびPI218 — 定型化に一致した小さな最新化を含む。表200BはUN1010, Butadienes and hydrocarbon mixture, stabilizedのため修正された。

PI372 — UN3165 Aircraft hydraulic power unit fuel tankに関連し、合致しなければならない関連する一般要件を反映するため修正された。

PI378、PI492、PI950およびPI951 — 金属ナトリウム電池およびナトリウム合金電池への参照をナトリウム電池に拡大するよう改定された（これらはUN3551、ナトリウムイオン単電池および組電池 (sodium ion cells and batteries) とは異なる）。

PI650 — 1.2m 落下試験に合格する性能に関する用語が国連と一致するよう修正された。患者の秘匿性に関し、荷送人および/または荷受人の名前および住所を提供する代替手段についての規定が設けられた。

PI866 — 容器は包装等級 II の性能基準に合致しなければならないことを明確に要求するため改定された。

PI869 — UN3554、製品に含まれるガリウム (Gallium contained in manufactured articles) を含むため拡大された。

PI952 — 以下も包含するため改定された。

- UN3556、リチウムイオン電池駆動の乗り物 (Vehicle, lithium ion battery powered)
- UN3557、リチウム金属電池駆動の乗り物 (Vehicle, lithium metal battery powered)
- UN3558、ナトリウムイオン電池駆動の乗り物 (Vehicle, sodium ion battery powered)

2025年1月1日から12月31日の間は、電池は充電率が30%以下であること、または表示された電池容量が25%以下であることが勧められる。

2025年12月31日後はこれらの制限は100whを超える電池を有する乗り物について必須となる。

PI955 — ナトリウムイオン電池を規定するため、UN2990およびUN3072、救命器具 (life saving appliances) を含むよう改定された。

PI961 — 新しいUN3559、火災抑制剤散布装置 (Fire suppressant dispersing devices) を含む。

PI965 および PI966 — 双方の包装基準には、減少した充電率で輸送される電池はより熱暴走しにくいという注が繰り返し追加された。包装基準965のリチウム電池に関する30%の充電率制限は包装基準966に拡大され、当初2025年は推奨としておよび2.7ワット時の定格値を超える電池については2026年から必須となる。荷送人が充電率が30%を超える状態でこれらの電池を輸送に供したい場合、国の認可の規定が設けられている。包装基準966のSection IIには充電率が30%を超える状態で単電池または組電池を輸送する規定はない。これらはSection Iに従って供されなければならない。

PI967 — 機器に組み込まれた電池は充電率が30%を超えまたは表示された電池容量の25%を超えて供されるべきでないということの推奨を導入するため改定された。

有機電解質を含むナトリウムイオン電池の3つの包装基準は一般的にそれぞれのリチウムイオン電池の包装基準を反映している。

- PI976 - UN3551、ナトリウムイオン単電池および組電池 (Sodium ion cells and batteries) ;
- PI977 - UN3552、機器と共に包装されたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries packed with equipment) ;および
- PI978 - UN3553、機器に組み込まれたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries contained in equipment)

6 — 容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)

6.2 — ドラムの巻き締めに関し国連とそろえるいくつかの改定を含む。

6.4 — シリンダーおよび密閉式極低温容器の製造および試験についての関連する国際基準への多数の最新化を含む。

第63版の危険物規則書に従って製造およびマークされた、シリンダー等を継続使用するため作られた規定が第6章を通して多数の注として含まれている。

7 — マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)

7.1.5.5 — リチウム電池マークが電池マークと改称された。

7.3.18.2 — リチウム電池ラベルがリチウム電池またはナトリウムイオン電池ラベルと改称された。

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.1.6.9.1 — 2025年3月31日までリチウム電池駆動の乗り物 (vehicles powered by lithium batteries) を継続して含むため、UN3171、電池駆動の乗り物 (Battery powered vehicle) に経過措置期間に関する注が追加された。

8.2.1 — 航空貨物運送状の危険物記述に対する経過措置期間に関する注 (2024年12月まで) が削除された。

9 — 取扱い (handling)

9.1.3 — 注3が、運航者は運航者自身のチェックリストを開発及び使用してよいことを明確にするため修正された。



IATA Dangerous Goods Regulations

表9.1.A および9.5.A — Section II の、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたナトリウムイオン電池を含むため修正された。

9.3.11 — 極低温液体を、特に搭載および取り卸し中に取り扱う場合、注意を推奨するため修正された。

10 — 放射性物質 (Radioactive Materials)

10.7.1.4 — UN1845、固体二酸化炭素（ドライアイス）(Carbon dioxide, solid(Dryice)) が第10章の分類および輸送要件に合致する物質の貨物に含まれている場合、オーバーパックのマーキングに反映するよう改定された。

付録

付録A — 用語の解説 (Glossary) に示された定義された用語に多くの変更がある。

付録B — ELI、RBI およびRLIのIMP codesがナトリウムイオン電池にも適用するため改定された。

付録C — 表C.2の有機過酸化物のリストに追加がある。

付録D — 当局の連絡先情報が最新のものとなった。

付録E およびF — 特定の製品およびサービス提供者の検索 (finding) およびリストティング (listing) に対しよりわかりやすい取り組みを可能とするよう修正された。